

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局次世代教育推進部  
教育情報化推進課】

2

### ◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上  
下水道局下水道部下水道保全課】

3

北九州市公告第506号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年7月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
G I G A スクール運営支援センター業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年7月5日
- 4 落札者の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区古船場町5番12号
- 5 落札金額  
38,938,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和4年5月25日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第25号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年7月31日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市小倉北区大字富野の一部

- 3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区大字富野地内の一部	分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市上下水道局告示第26号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区大字新道時の一部	
〃	〃 朽網東三丁目の一部
〃	〃 葛原本町三丁目の一部
〃	〃 下城野一丁目の一部
〃	〃 徳吉西三丁目の一部
〃	〃 中曽根四丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区大字新道寺地内、朽網東三丁目地内、葛原本町三丁目地内、下城野一丁目地内、徳吉西三丁目地内及び中曽根四丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第27号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年7月31日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市若松区青葉台西六丁目の一部

- 3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市若松区青葉台西六丁目地内の一部	分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第28号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡東区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市八幡東区大字枝光の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡東区大字枝光地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市上下水道局告示第 29 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 25 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 4 年 7 月 31 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区上上津役三丁目の一部	
〃	〃 木屋瀬五丁目の一部
〃	〃 馬場山西の一部
〃	〃 藤原一丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区上上津役三丁目地内、木屋瀬五丁目地内、馬場山西地内及び藤原一丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町 1 番 1 号

北九州市皇后崎浄化センター